

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

○事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(市町村課)	一
○申請等の受理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(同)	一

条 例

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十八号

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

事務処理の特例に関する条例(平成十一年宮城県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表七の項を次のように改める。

七 削除

第二条の表中三十四の十二の項を三十四の十三の項とし、三十四の十一の項を三十四の十二の項とし、三十四の十の項を三十四の十一の項とし、三十四の九の項の次に次のように加える。

三十四の十 食品表示法(平成二十五年法律第七十号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令(平成二十七年政令第六十八号)第五條第一項及び第六條第一項の規定により都道府県知事が行うこととされているものに限る。) イ 法第六條第一項及び第五項の規定による指示等 ロ 法第七條の規定による公表 ハ 法第八條第一項及び第二項の規定による立入検査等 ニ 法第十二條第一項及び第三項の規定による申出の受理等	各市町村
---	------

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

申請等の受理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十九号

申請等の受理の特例に関する条例の一部を改正する条例

申請等の受理の特例に関する条例(平成十二年宮城県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表五の項ハ中「第七條第一項、第二項及び第三項」を「第七條第三項」に改め、同項カ中「第五十七條第四項」を「第五十七條第五項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。